

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　四国（受）第 2500008 号

厚生局事案番号　：　四国（厚）第 2500008 号

第 1　結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 33 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、B 社に入社し、その後関連会社の A 社に異動して同社 C 営業所で勤務し、昭和 56 年 6 月 1 日付けで関連会社の D 社に異動した。しかし、A 社から D 社に異動した請求期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3　判断の理由

A 社及び D 社の商業登記簿謄本の記録、当該二つの会社の事業を継承している E 社の担当者の陳述、並びに A 社の複数の同僚の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A 社及び同社の関連会社である D 社に継続して勤務し（昭和 56 年 6 月 1 日に A 社から D 社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の昭和 56 年 5 月の標準報酬月額については、A 社における同年 4 月の厚生年金保険の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているが、

請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が、雇用保険の記録における離職年月日の翌日、及び厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である昭和 56 年 5 月 31 日となっており、社会保険事務所、公共職業安定所及び厚生年金基金のいずれもが誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、社会保険事務所は、請求者の昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。